

システム使用許諾同意書

第1条 (目的)

本システム使用許諾同意書 (以下本同意書) は、ヤマトフィナンシャル株式会社 (以下「当社」といいます) とネット総合決済サービス「クロネコwebコレクト」システム (以下「本システム」といいます) の利用者 (以下「システム利用者」といいます) との間の本システムに関する使用許諾等について、必要な事項を定める事を目的とします。

第2条 (定義)

本システム使用許諾同意書において、次の各号の用語は以下の意味で使用するものとします。

- (1) ネット総合決済サービス「クロネコwebコレクト」システム 当社が提供するインターネットを介したデータの受渡しにより商品代金決済を行うためのシステムをいいます。
- (2) システム利用者 本システムを利用してインターネットを介した商品代金決済をショッピングカート等のサービスを通じて提供する者であり、本同意書に規定する全ての条項を承諾した上で本システムに接続し、または使用する者をいいます。
- (3) 「クロネコwebコレクト」システム接続仕様書、及び当社が「クロネコwebコレクト」システムの使用に関連して提供する接続インターフェイスに関する資料をいいます。

第3条 (権利の許諾)

当社はシステム利用者に対し、本システムを利用した決済サービスを、本同意書の有効期間中、日本国内において非独占的に使用する権利を許諾するものとします。

2当社は、システム利用者に対し、「クロネコwebコレクト」システム接続仕様書を提供します。

3システム利用者は、「クロネコwebコレクト」システム接続仕様書に適合するように、システム利用者が提供するネットショッピング等のシステムを開発し本システムに接続して使用するものとします。かかるシステム利用者側のシステム開発及び運用に要する費用はシステム利用者の負担とします。

第4条 (使用許諾の条件)

システム利用者は、本システムを使用するにあたり、下記の条件を遵守するものとします。

- (1) システム利用者は、本システム並びにその使用权及び付随資料について、第三者に対しこれを譲渡、貸与、再使用权の許諾をなし、あるいは担保の目的に供するなど一切の処分を行うことはできないものとします。
- (2) システム利用者は、本システム、付随資料及びこれらに関して知り得た技術情報を善良なる管理者の注意を以って管理するとともに第三者に開示、漏洩しないものとします。また、システム利用者はプログラム、付随資料及びこれらに関し知り得た技術情報を使用許諾の効力終了後といえども、第三者に開示、漏洩しないものとします。
- (3) システム利用者は、本システムに対し次の行為を行わないものとします。
 - ①ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等の送信
 - ②当社と他のシステム利用者の本システムの利用に支障を与える行為、また支障を与えるおそれのある行為
 - ③本システムの運営に支障を与える行為、また支障を与えるおそれのある行為
 - ④本システムに改変を加えること、またリバースエンジニアリングによる解析行為

第5条 (免責事項)

当社はシステム利用者が本システムに接続したことにより発生したシステム利用者、または第三者の被った損害に対して一切の責任を負いません。

第6条 (期間及び解約)

本同意書に基づくシステム利用者との間の本システムに関わる使用許諾の効力は次の各号に掲げる事由が生じた時に終了するものとします。

- (1) システム利用者が本システムの利用を終了し、契約の解除を申し出たとき
- (2) システム利用者が本同意書に規定する条件に違反したとき

第7条（システムの運用制限及び免責）

当社は、本システムの維持、補修の必要があるとき、事故の発生その他の事由が発生したとき、その他理由の如何を問わず、その裁量により、システム利用者への予告を行うことなく、本システムの運用停止、休止または中断等を行うことができます。

2 当社は、前項の規定によって当社が本システムの運用停止、休止または中断等を行ったことによってシステム利用者または他の第三者に生じたいかなる損害に対しても一切の責任を負いません。

第8条（変更）

当社は、必要があると認めるときは、システム利用者に対する事前の通知を行うことなく、いつでも本同意書に規定する条項を変更し、または新たな条項を追加することができます。

2 前項による本同意書に規定する条件の変更後に、システム利用者が本システムの使用を継続するときは、システム利用者は、変更または追加後の条項に同意したものとみなされます。

第9条（準拠及び管轄）

本同意書には日本法が適用され、日本法に準拠して解釈されるものとします。

2 システム利用者・当社間で本同意書に関して紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第10条（協議）

本同意書に定めのない事項、その他システムの使用許諾の条項に関し疑義を生じたときは、当社とシステム利用者が協議の上、円満に解決を図るものとします。

附則 本同意書は2014年3月1日より実施します。
ヤマトフィナンシャル株式会社

年 月 日

住 所：

貴社名：

役 職：

氏 名：

印